

兵庫県公報

平成22年12月6日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1

公布された法令のあらまし

- ◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）
人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨や他の地方公共団体の議員の期末手当との均衡などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改正するなど所要の措置を講ずることとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第40号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表6月1日の項及び12月1日の項を次のように改める。

6月1日	100分の140	100分の84	100分の42
12月1日	100分の155	100分の93	100分の46.5

第4条第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

附則第9項中「別に条例で定めるところにより」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の150」と、「100分の99」とあるのは「100分の90」と、「100分の49.5」とあるのは「100分の45」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。